

平成31年1月29日
四国地方整備局
四国運輸局

交通やインフラについてあなたの声を聴かせてください！

～平成31年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集します～

国土交通省では、国民の皆さまから広くご意見をお聴きし、国土交通行政に反映させることを目的として、平成31年度「国土交通行政インターネットモニター」を1,000名程度募集します。

1. 募集者数

全国で1,000名程度（うち、四国ブロックは70名程度）

2. 募集期間

平成31年2月1日（金）～平成31年3月8日（金）

3. 応募方法

「国土交通行政インターネットモニターホームページ」からご応募ください。

（<https://www.monitor.mlit.go.jp/>）

4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上（平成31年4月1日現在）の方で、インターネットを利用できる方とします。

ただし、国会・地方議会の議員、国土交通行政に従事する常勤の公務員、国土交通省所管の独立行政法人等の役職員及びその同居の親族は除きます。

5. モニターの仕事

①国土交通省が提示する「アンケート調査」に対して回答していただきます。

（国土交通省が提示する「課題」についてご意見を提出いただく場合があります。）

②国土交通行政に対するご意見・ご要望を「随時意見」として提出することができます。

③モニター活動の充実のため、SNSのアカウントをお持ちの方は、国土交通省の発信するツイッター・フェイスブック等のSNSをできるだけフォローしていただくようお願いします。

6. モニターの期間

委嘱の日から2020年3月31日まで

※ 詳細は、別添の平成31年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領のとおりです。

【問い合わせ先】

○国土交通省大臣官房広報課

課長補佐 西川（内線 21-572）

広聴係長 西尾（内線 21-574）

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8187

FAX 03-5253-1526

○四国ブロック

四国地方整備局 総務部 総務課 課長補佐 山崎

電話 087-811-8301

四国運輸局 総務部 広報対策官 鈴木

電話 087-802-6713

平成31年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領

国土交通省は、平成31年度「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集します。

記

1. 募集者数

全国で1,000名程度

2. 募集期間

平成31年2月1日（金）から平成31年3月8日（金）まで

3. 応募方法

国土交通行政インターネットモニターホームページ（<https://www.monitor.mlit.go.jp/>）にアクセスして、「モニター新規応募」をクリックしてください。

「応募申込フォーム」に氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の抱負など必要事項を入力の上、3月8日（金）までに応募（送信）してください。

※ ご応募いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い適正に取り扱います。

4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上（平成31年4月1日現在）の方で、インターネットを利用できる方とします。

（ただし、次の①～④に掲げる方は除きます。）

- ① 国会議員及び地方議会の議員
- ② 国土交通行政に従事する常勤の国家公務員及び地方公務員
- ③ 国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人及び地方共同法人の役職員
- ④ 上記①～③に掲げる方の同居の親族

5. モニターの選考・委嘱

- (1) 選考結果は、平成31年4月下旬～5月上旬に内定者に直接メールでお知らせいたします。
なお、選考に漏れた方にはお知らせいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) モニターの委嘱は「（別表1）モニターとしてお守りいただく事項」に同意し、承諾書を提出された方に委嘱通知を交付して行います。
委嘱期間は、委嘱の日から2020年3月31日までです。
- (3) モニターは、お住まいの地域を管轄するブロック（別表2）に所属します。
委嘱後にブロック外に転居された場合は、引き続き転居前のブロックでモニター活動を行っていただくことになります。

6. モニターの仕事

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

- ① 国土交通省が提示する「アンケート調査」に対して回答していただきます。
（国土交通省が提示する「課題」についてご意見を提出いただく場合があります。）
- ② 上記①以外に、国土交通行政に関するご意見・ご要望を「随時意見」として提出していただくことができます。
- ③ モニター活動の充実のため、SNSのアカウントをお持ちの方は、国土交通省の発信するツイッター・フェイスブック等のSNSをできるだけフォローしていただくようお願いします。

7. モニターへの謝金

モニターに対して、すべてのアンケート調査・課題が終了した後、回答の実績に応じて年間4,000円（予定）を上限に謝金をお支払いします。ただし、随時意見及び委嘱期間の最後に実施するモニター活動に対するご意見・ご感想の募集については謝金の対象に含みません。

また、謝金支払は銀行口座への振込のみでの支払いとさせていただきますのでご了承ください。

8. 個人情報の取り扱い

国土交通行政インターネットモニターへの応募やモニターとしての活動を通じて、ご提供いただいた個人情報については、国土交通行政インターネットモニター制度に必要な範囲内でのみ利用します。また、その管理や利用にあたっては個人情報の保護に関する法律に従い取り扱いには細心の注意を払います。

9. お問い合わせ先

お問い合わせは、国土交通省大臣官房広報課広聴係(03-5253-8111(代表)21574(内線) E-mail: hqt-kocho-monitor@gxb.mlit.go.jp)までご照会ください。

～皆様からのご応募を心よりお待ちしております。～

(別表1)「モニターとしてお守りいただく事項」

1. 「モニター心得」として次のことをお守りください。

- ① 資格の除外事項に該当した場合や承諾書の内容に異動があった場合は速やかに届け出ること。
- ② 自己のID及びこれに対応するパスワードを他のモニター又は第三者に通知しないこと。
- ③ 他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
- ④ 上記②、③に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑤ 他のモニターが上記②、③に違反したことにより損害を被った場合には、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑥ 上記①～⑤に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。

2. 上記1に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。

(別表2)「ブロック区分」

ブロック	対象地域（都道府県）
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	新潟県、富山県、石川県
中部	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県